

# 市町地域防災計画の修正

資料 2

災害対策基本法第 42 条第 5 項に基づき、県に地域防災計画の修正報告のあった市町は下表のとおりである。

市町名	修正事項					危機管理局 意見聴取依頼日
	平成 26 年度静岡県地域防災計画の修正			その他		
	①H26.1 防災 基本計画の修 正等	②南海トラ フ地震対策 推進計画	③原子力災 害対策の巻 修正	④市町独 自の状況	⑤表現の 見直し等	
下田市	○	○			○	平成 27 年 5 月 29 日
西伊豆町	○	○		○	○	平成 27 年 6 月 4 日
南伊豆町	○	○			○	平成 27 年 6 月 4 日
東伊豆町	○	○			○	平成 27 年 6 月 5 日
河津町	○	○			○	平成 27 年 5 月 21 日
松崎町	○	○		○	○	平成 27 年 5 月 11 日
小山町	○	○		○	○	平成 27 年 4 月 21 日
御殿場市	○	○			○	平成 27 年 3 月 27 日
裾野市	○	○		○	○	平成 27 年 4 月 14 日
三島市	○	○		○	○	平成 27 年 4 月 14 日
熱海市	○	○			○	平成 27 年 6 月 11 日
伊東市	○	○			○	平成 27 年 6 月 11 日
伊豆市	○	○		○	○	平成 27 年 6 月 11 日
長泉町	○	○			○	平成 27 年 4 月 28 日
沼津市	○	○			○	平成 27 年 4 月 21 日
清水町	○	○			○	平成 27 年 3 月 30 日
富士市	○	○		○	○	平成 27 年 3 月 25 日
富士宮市	○	○			○	平成 27 年 6 月 11 日
静岡市	○	○		○	○	平成 27 年 4 月 20 日
藤枝市	○	○	○		○	平成 27 年 5 月 11 日
焼津市	○	○	○	○	○	平成 27 年 3 月 30 日
川根本町	○	○		○	○	平成 27 年 5 月 12 日
島田市	○	○	○		○	平成 27 年 3 月 17 日
吉田町	○	○	○	○	○	平成 27 年 3 月 27 日
牧之原市	○	○	○	○	○	平成 27 年 3 月 20 日
御前崎市	○	○	○		○	平成 27 年 3 月 16 日
菊川市	○	○	○		○	平成 27 年 3 月 10 日
掛川市	○	○	○	○	○	平成 27 年 4 月 9 日
森町	○	○	○	○	○	平成 27 年 3 月 31 日
袋井市	○	○	○	○	○	平成 27 年 3 月 31 日
磐田市	○	○	○	○	○	平成 27 年 4 月 15 日
浜松市	○	○		○	○	平成 27 年 2 月 4 日
湖西市	○	○	○	○	○	平成 27 年 4 月 13 日

注) 「○」は修正がある項目であることを示す(一部修正の場合を含む)。

(「④：市町独自の状況に応じた修正」の内訳)

市町名	内容
西伊豆町	一般対策・地震対策の2編構成から共通・地震・津波・風水害・大火災・大規模事故対策の5編構成とする修正
松崎町	津波避難タワー整備あたり、要配慮者退避スペースや資材備蓄スペースの確保に努めることを記載。
小山町	相模トラフ地震被害想定への反映。
裾野市	富士山資料館への噴火対策資機材の整備について記載
三島市	市民の役割として、感震ブレーカー等の設置による火災予防について記載
伊豆市	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
富士市	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
静岡市	新たな情報伝達手段として、「静岡市緊急防災ラジオ」を記載 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
焼津市	医療救護本部の設置場所を保健センターから消防防災センターへ変更 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
川根本町	一般対策・地震対策の2編構成から、共通・風水害・大火災・大規模事故・地震の5編構成とする修正
吉田町	「海浜回廊」等の整備により、海岸線の防災機能の強化を図ることを記載
牧之原市	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
掛川市	災害対策本部体制の見直しについて記載
袋井市	津波対策編の新設。 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
森町	災害発生時の風評被害の影響軽減のための対策（情報提供・検査の実施等）について記載
磐田市	市民への情報提供手段として「いわたホッとライン」によるメール配信を記載、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
浜松市	避難所運営マニュアル、防災啓発DVDの活用について記載 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載
湖西市	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の記載